

3 設問中の「その他」等に関する記載内容(要約・抜粋)

問3 「自治会長はどのような方法で選出されていますか。」

<「その他」の記載内容>

- 自分が自治会を設立した関係でなっている
- 輪番制→合議制→投票制で選出を検討している。輪番制はうまくいかない。多くは合議制になる
- くじ引き
- いつの間にか決められていた
- 家の順番
- 推薦による
- 単身者で70歳以上を除いた中から選ぶ
- 庁内に若い適任者がいないためそのままやっている
- 自治会長との意見不一致があり、分離。有志で立ち上げて選んだ
- 輪番制であるが、その中で推薦による
- 輪番制で2人体制
- 輪番制で、その中からくじ引き
- 基本的には輪番制ですが、少子高齢化とともに会長・副会長は毎年拒否されている
- 役員選挙を経て、互選で自治会長選出
- 永代制
- 今年のみ話し合いで決定
- 輪番制で回ってきたが、会長になる方がいないため合議制で選出
- 人物と知識(法律)のある人を選んだ
- 最初は投票で数人選び、その後合議制で選出
- 役員を班で輪番し、その班内で投票
- 輪番制だが、高齢化により役員を辞退する人が多くて困っている
- 班ごとに役員を選出

問9 「貴自治会の主な収入財源はなんですか。」

<「その他」の記載内容>

- 預金利子

-
- 賛助会費
 - 過去の積立金
 - 寄附金（香典返し等）
 - 市道清掃の報償金（市道の草刈等）
 - きらめき道路サポート（県道の草刈等）
 - 他の地域団体等からの活動助成金
 - 第3日曜清掃及び欠席者の罰金
 - 清掃不参加費
 - 自治会館使用料
 - 駐車場収益
 - 工事によって水が枯れたことから県からお金をもらった
 - 別にないため、必要の都度集金
 - 特に収入なし

問 10 「貴自治会の主な支出経費はなんですか。」

<「積立金」の記載内容>

- 赤十字や赤い羽根など
- 火災共済
- 自治会館建設資金

<「その他」の記載内容>

- 赤い羽根募金・社会福祉協議会会費
- 赤十字・歳末助け合いを世帯割にせず、自治会で出している
- 自治会連合会会費・共同募金・日赤社資・歳末助け合い
- 各会費・祭寄付・共同募金等
- 赤十字会費・コミュニティ会費・社協など自治会費より拠出
- 地区自治会費
- 自治会連合会・コミュニティ
- 地区団体への分担金
- コミュニティへの会費負担
- 支出分担金（コミュニティ・体育振興会・連合自治会費等）
- 関連上部団体会費
- 諸会費
- 他団体への負担金。低減して欲しい
- 各種寄付金

-
- 協賛金
 - 各種募金・奉納金
 - 神社寄附
 - 寄附金
 - 分担金・自治会館維持費
 - 自治会館（地代）
 - 自治会館維持管理費
 - 維持費・自治会館修繕費・備品購入
 - 集会所用地借地料・建物共済掛金
 - 会館・経費
 - 家賃（自治会館）
 - ケーブルTV
 - 借地代・草刈等の飲み物代
 - 簡易水道（水道に関する工事 水道の電気室の工事）
 - 雑排水管清掃自治会負担金
 - エレベーター維持管理費
 - 建物共済金
 - 火災保険料、火災共済掛金
 - 保険
 - 体育部や子供会他への活動助成
 - 更生保護
 - 運動会諸費
 - 地区運動会（自治会員参加弁当代・飲物等）
 - 地域神社の祭り
 - 夏祭り・文化祭の開催費
 - 敬老祝金
 - 市道清掃の飲み物代（休けい時用）
 - 共同作業時の飲み物代
 - 道路管理費
 - 道路工事費
 - 外灯電気代
 - 電気代・日赤・社協・体振・祭典費・神社維持費他・自治会の祭り・布施
弁当代（年1回）
 - 支出なし
-

問 11 「貴自治会が主催者（または共催者）として行っているものや他団体が主催する活動に自治会として参加しているものはありますか。」

◆自治会が主催または共催しているもの

<「その他」の記載内容>

- クリスマス会・いきいきサロン
- お花見
- 産業祭
- 納涼会
- お彼岸供養（春と秋）・お薬師様
- 供養祭・秋祭り
- ご来光の集い・どんど焼き・門松作り
- 氏神様の管理と祭り
- 地区運動会
- レク行事
- 御大師様・住吉神社祭礼
- 地域の神様の祭り
- 餅つき大会
- 7月河川清掃、10月缶拾い
- ふれあい祭り
- お地藏様供養
- いっておかえり鹿野市
- 子供会によるレクリエーション
- 社協・民生各委員との共同又は独自活動
- 市道清掃
- 婦人活動
- 共催はないが、コミュニティはほぼ強制
- 人数が少なく、高齢の人が多い
- 主催も共催もなし。寄付のみ

◆他団体が主催する活動に自治会として参加しているもの

<「その他」の記載内容>

- 自治会連合会主催行事
- 地区自治会連合会行事に一つの自治会として参加
- 地区レクリエーション

-
- 地区の夏祭りには子ども会と、文化祭にはコミュニティ役員は参加。敬老会は自治会長が参加の有無を確認
 - 秋祭り（地区）
 - レク行事
 - 神社等の祭り
 - 注連縄づくり
 - 神社祭礼など・奉仕作業
 - コミュニティ主催の祭り
 - 資源回収
 - J A活動や寺・神社等への奉仕活動
 - スポーツなど
 - 高齢化のため、中止に至った
 - 中央より離れた所にあるので中央の行事になかなか行けない
 - 個人で参加
 - お金だけとられている状態
 - 主催も共催もなし。寄附のみ

問 12 「自治会活動を行っていく上で、悩み・課題となっていることはどのようなことだとお考えですか。」

<「その他」の記載内容>

- 新築のマンションが出来たが、自治会を作らないし、入ってくれない
- 自治会組織のない集合住宅の増加
- 世帯数が少ない
- 住民世帯の少数化・高齢化・独居老人の増加
- 自治会員が年々、少なくなっていくこと
- そもそも会員が少ない。22 戸そして高齢化
- 近所付き合いが少ない
- 住民の高齢化により参加ができなくなる
- 20 戸弱の自治会で高齢化により、若者（70 歳前後）は常に何かの役員をしている
- 生活道（赤線）の維持が高齢化のため外注となり費用アップ
- 草刈・溝上げ作業は高齢者には無理で実施が不可能
- ごみ問題
- ごみの分別
- 集まりが多い
- 地域行事の参加要請が多い
- 依頼事項の簡素化・合理化

-
- 各種寄付金
 - 寄付が多すぎる。すべてを自治会に任すのはおかしいとの意見が多い
 - 役所・会議など平日に行動しなくてはならず、仕事に影響が出ている
 - コミュニティからの圧力
 - テナントさんとの関係
 - 今後の運営全般に対するもの
 - 項目すべてがあてはまる

問 13 「自治会への加入促進のために、貴自治会ではどのような取り組みを行っていますか。」

<「その他」の記載内容>

- 集合住宅なので強制加入
- 文書による情報提供
- 新規テナントには加入申し入れ
- 住民からの転入者情報の入手
- 管理組合を催して全世帯加入
- 転入してきた場合には、基本的には加入するように説明している
- 全世帯加入している。転入時に必ず加入することをお願いしている
- 新築に伴い、新自治会の設立
- 不動産会社の方から、住民は自治会へは入らないと言われた
- 転入してきた方も自分から自然に加入
- その地域の住人であれば自治会に加入するのが常識となっている
- 戸建は全て加入。賃貸住宅（若い人）は未加入者が多いが、一部は加入
- 未加入世帯なし
- 新規加入者がいない
- 新築住宅が無いので、加入促進はない
- ここ数年未加入世帯がないので、何もしていない
- 総会にほぼ全所帯の参加がある
- 当自治会では特別に未加入が多いと感じていない

問 14 「自治会に加入しない理由は何だと思えますか。」

<「その他」の記載内容>

- 不在が多いため
- 仕事の都合

-
- 方針が合わないため
 - 自治会は強制加入ではないため。戸建は全世帯加入
 - ほとんどの家庭が加入している
 - 過疎化
 - 実家が近くにあるから入らないとのこと。しかし、ゴミは出している
 - すべての項目があてはまる（アパートは誰が住んでいるかも分からず、居住者の情報がない。個人情報も大事だが住民が安心して暮らせないと近所より苦情あり）
 - 入らない人は、項目すべてが該当すると思う
 - 項目①～③があてはまると思う
 - 理由ははっきりしないが、項目すべてが考えられる

問 15 「未加入世帯があることで、困っていることは何ですか。」

<「不公平感」の記載内容>

- 防犯灯電気料の恩恵を受けている
- 防犯灯電気代・修理代
- 防犯灯の維持管理費・ごみステーション管理・使用
- 町内会で購入したゴミ箱に、未加入者がごみを入れている
- ごみ収集場所の管理・街灯の電気代
- ごみステーションへの意識
- ごみ箱の掃除
- ごみ収集場所の利用
- ごみの出し方（分別）
- ごみを出すのが掃除しない。自治会に加入しない方が得だと他の方（加入者）が言っている。自治会脱退者が増える
- ごみ・防犯
- ごみは自由に出せるし、清掃活動にも参加しなくてよい
- 未加入なのにゴミ出しをするし、地域の人と対立している人がいる
- 行事への不参加・ごみ箱の利用・市広報配布を担当しない
- 市道の草刈や行事へ参加しない
- 例えば公園の草取りなど
- 道路等の清掃
- 美化活動への不参加
- 地域内清掃
- 部落内の清掃・溝掃除
- 自治会主催の行事に未加入世帯が会費等（準備・片づけ）を負担せずに参加している
- 自治会費を払わず不平等

-
- 自治会費等の未納入
 - 役員負担
 - 清掃活動・役員をしない
 - 高齢者が多く 役員になり手がいない
 - 役員をする人が限られている
 - 主に子どものいる世帯であるのに、未加入である為、地区の役員になってももらえない
(子供会の代表なのに)
 - 集合住宅の人のみで役員をしている
 - 独居高齢者・高齢2人暮らし世帯の行事出席者に危険を感じる。70歳以上は出席しなくてもいいという自治会会則があるのだが、出席者がいないため無理をして出てくる
 - 回答を3つ選択では足りない
 - 賃貸住宅のオーナー又は居住者が自治会組織を否定しながら、行政には勝手なお願いをしている
 - 年寄りの多い団地のため、何でも平等にしたがる
 - 未加入世帯は支所で対応している

<「その他」の記載内容>

- ごみ出し
- ごみの搬出等で苦情が出る
- ルール通りにごみを出していない
- 未加入でも、ごみを出していること
- ごみの分別が徹底しないことで、いつまでもごみ置き場にごみが出しっぱなしになる
- ごみステーションの使用状態
- ごみの出し方を守らない人は未加入者か？
- 駐車・ごみ等
- 運動会等で加入者には弁当・ジュース配布しているが、かわいそうで未加入者の子供にも配布している
だが、市広報も未加入者には配布したくない
- 管理会社が入会に積極的でない
- 単身者向けのアパートで昼間は住人を見かけない
- 自治会員の半数以上が独居高齢者で、このままでは10年後には自然消滅かも
- 年寄りが多い為、3軒で順番にしている
- 未加入世帯が1世帯のみで、家庭の事情なので別に困っていない
- 未加入世帯なし

問 16 「自治会への加入促進に向けて、行政からどのような支援が最も有効と考えますか。」

<「その他」の記載内容>

- 入居時、市が指導してほしい
- 転入者に対してしっかりルールを教える
- 市への転入届提出時に説明
- ごみ捨てのルールを知らせてほしい
- 自治会加入者への行政サービス向上
- このあたりは自治会員の8割が70歳以上のお年寄りであるため、40歳のいる世帯の負担となる。年に少しでいいので補助金を増やしてもらえると助かる
- 清掃活動の助成
- 市民一日清掃（新南陽はしていた）を行い参加者へ助成
- 集合住宅単位での自治会組織形成の促進
- メール配信
- ごみ収集に自治会が関わっていることを周知していく
- 市営住宅のリフォームをしてほしい
- 強制的に入ってもらう
- ごみ収集の拒否
- 高齢者が多いため、自治会内に集会所がほしい
- 自治会長として加入の願いはしている
- 転入者なし
- 未加入世帯なし
- 自治会の大きさによって求められる支援は異なる
- 自治会が必要か？いやいや。行政が楽をしたいだけだ。行政が全市民から500円集め、行政指導で行えばよい

問 17 「自治会のさらなる活性化に向けて、行政からどのような支援が最も有効と考えますか。」

<「その他」の記載内容>

- 高齢化で後継者不足
- 地域のコミュニティの人口減少もあり、高齢者対策
- 高齢化対策（活動できる人員に限られる）
- 高齢化が進み、自治会活動ができなくなりつつある

-
- 全世帯高齢者なので活性化は望めない
 - 自治会の多くの世帯が高齢の為、活動は難しい状況
 - 自治会が高齢化のため、成立しない。広報を月1回にしてほしい。自治会長の負担が大きい
 - 魅力あるまちづくり。現在の地域には全くない。引っ越したいくらい
 - 田舎暮らしをする人が来られる環境づくりをしてほしい。里を守ることが必要
 - 農村部（限界集落予備軍）における自治会のあり方を再考すること。インフラ整備等により若い世代が生活しやすい環境づくりと、若い世代への自治会に入りやすい情報提供
 - 若者が少ないので活動しにくい
 - 無駄な活動の削減や縮小、役員の負担の軽減
 - 自治会加入世帯への優遇措置・負担軽減策等（公共料金など）
 - 若い世代は活動費の負担、役員になった時の活動の負担を嫌がる傾向がある
自治会の必要性（良い活動事例など）を広報などでアピールすると良いと思う
 - 学校教育でしっかり教えること
 - 自治会への意識や関心の醸成
 - 不動産業者等民間へのお願い
 - ごみの不法投棄への罰則の条令化
 - 自治会費からの負担金が多いため、積立金の取り壊しとなっているため、助成金の増額要望
 - 自分の地区は約40自治会を束ねる連合自治会なる組織があり、大変有効なものになっているので、これらの自立的組織活動母体への活動費や支援をより充実してもらえば十分
 - 清掃活動の助成金
 - 市道清掃報償金の値上げ
 - 草刈作業の手助けがほしい
 - 道路・河川の整備をお願いしたい
 - 地域の生活道路が市道でないことが一番問題
 - 市広報配布報償金中止して、自立する。必要な人は市広報を購入するように
 - 市広報の配布回数の削減
 - 自治会長手当の直接支給。自治会の収入ではなく個人の収入とする
 - 集会所がないこと
 - 自治会の集会所建設
 - 活動拠点となる場所の開放（地区から近い場所）
 - 集会所がないので集会が出来ない
 - 総会を利用した意見交換
 - 普段の生活（日常生活）の困り事・隣近所のトラブル相談など「ご近所コミュニティづくり」支援
-

-
- 自治会で解決困難な場合は直接市の方へ相談に行く
 - 自治会は強制加入
 - 集合住宅との不公平感の解消
 - 就業者にとって平日の会議や、役場への提出物等、大きな負担となっている
 - 現状の状況は支援必要なし。だが今後 5～10 年後が不安
 - 限界集落を越えて、10 年以内に 2～3 戸残ればいい方だと思われる
 - マンション一棟で自治会としているため、あまり活動していないのが現状
 - 自治会長になったことで、躁鬱病になった
 - 行政がそのような考えだから自治会に入りたくない人が増える
自治会の仕事をなくせばいい。私も自治会をやめたい
 - 自治会は行政の手先ではないことを行政が認識すること